

重要事項説明書

ユニキッズ堀越第二保育園

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

第 1 施設運営主体

施 設 の 名 称	株式会社ユニバース
施設の所在地	愛知県名古屋市名東区社が丘 1-102-1104
連 絡 先	電話・FAX：052-755-7358

第 2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模認可保育事業 A 型
施 設 の 名 称	ユニキッズ堀越第二保育園
施設の所在地	袋井市堀越 1069-5
連 絡 先	電話・FAX：0538-31-6540
管 理 者	園長：梶原 珠美
開 設 年 月 日	2021 年 4 月 1 日
開 園 時 間	平日 7：00～19：00 土曜 7：00～18：00
対 象 児 童	"児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする 0.1.2 歳児童"
利 用 定 員	0 歳 3 人、1 歳 8 人、2 歳 8 人

第 3 施設の目的・運営方針

ユニキッズ堀越第二保育園（以下、「当園」という。）は、保育を必要とする乳幼児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、入所する乳幼児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行います。

第 4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	550.8 m ²
	園庭	153 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	140 m ²

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	
乳児室	1 室	0 歳児クラス
保育室	1 室	1.2 歳児クラス
調理室	1 室	
医務室	1 室	
事務室	1 室	

第 5 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤
園 長	1	1	-
保育士	7	5	2
調理員	2		2

※その他、必要に応じて職員等を配置しております。

第 6 職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間	備 考
A 勤務	7 : 00 ~ 16 : 00	早 番 勤 務
B 勤務	8 : 00 ~ 17 : 00	早 番 勤 務
C 勤務	8 : 30 ~ 17 : 30	通 常 勤 務
D 勤務	9 : 00 ~ 18 : 00	遅 番 勤 務
E 勤務	10 : 00 ~ 19 : 00	延長保育勤務

※職員の時差勤務、研修や週休 2 日制による週休等の為、上記とは異なる勤務時間形態となる場合があります。

第 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除きます。

第 8 保育を提供する時間

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育事案は、7 時 00 分から 18 時 00 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19 時 00 分までの範囲内で、延長保育を提供致します。

- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間とその他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定いたします。
- (3) 入園後、一週間をめどに慣らし保育を行います。
- (4) クラス別を主体とした保育は、平日の 8 時 30 分から 15 時 30 分までです。ただし、土曜日はクラス交流保育を行います。
- (5) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育の必要な事由に欠ける状態であることから、クラス別保育が終わった時刻までとします。
- (6) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第 9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に基づき、園児の心身の状況に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

- (1) 当園の保育理念
 - ・子どもたちの最善の利益の為に
 - ・地域や保育者のニーズに合わせた保育を
 - ・子どもたちの可能性や個性を最大限伸ばせる環境を
- (2) 当園の保育方針
 - ・穏やかな保育
 - ・発達段階に応じた適切な適応能力の獲得
- (3) 当園の保育目標
 - ・心身ともに健康な子
 - ・自分らしさを発揮できる子
 - ・思いやりのある優しい子

(4) デイリープログラム

7:00	登園、視診、自由遊び
9:00	排泄（おむつ交換・トイレトレーニング）
9:30	朝のおやつ・水分補給（牛乳）
9:50	朝の会・アクティビティ（歌・手遊び・体操・紙芝居など）
10:15	戸外遊び・制作など or 幼児教育プログラム
11:00	0 歳児給食
11:30	着替え・1.2 歳児給食
12:00	お昼寝
14:30	目覚め・排泄
15:00	おやつ

16:00	お帰りの会・降園準備・自由遊び
18:00	延長保育開始
19:00	降園

※離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

(5) 年間行事計画

4 月	入園式・進級式・こどもの日のお祝い
5 月	歯科検診・野菜や芋の苗植え体験・ 懇談会
6 月	保育参加・内科検診
7 月	夏祭り・七夕会・プール
8 月	野菜収穫体験・プール・ 個人懇談
9 月	お月見会・ 個人懇談
10 月	運動会・ハロウィーン・内科検診
11 月	芋ほり・お芋パーティー
12 月	クリスマス会・ 個人懇談
1 月	新年会・餅つき会
2 月	節分・ リトミック発表会
3 月	ひな祭り・お別れ会・ 卒園式

※個人懇談会は適宜行っています。

※誕生会・身体測定・避難訓練・レッスン（体操・リトミック・英語）は、毎月行います。

※太字は保護者の方も参加できる行事となります。

(6) 給食の提供

栄養士が作成した献立を基に実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。食物アレルギーがある場合は、医師の指導に基づきご相談させていただきますので、お申し出ください。その際、診断書のコピーを頂きます。

(7) 障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な児童を保育所で受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

第 10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担（利用料）

管轄市町村が定める利用料（特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書で決定した料金）をお支払いいただきます。利用料には契約時間内の保育・昼食代・おやつ代を含みます。

(2) 保育の提供に要する実費にかかる利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、下記の表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせいたします。

入 園 時	スポーツ振興財団保険	280 円	年 1 回 4 月に徴収
-------	------------	-------	--------------

	シ ー ツ 代	2,200 円	アエルⅡ専用のシート
	入 園 セ ッ ト	2,000 円	カラー帽子、エプロン、 口拭きウェット等衛生用品代
毎 月	協 力 金	330 円	
延長料金	30 分 あ た り	150 円	

※別途、各自で防災ずきんのご用意をお願いいたします。

※お預かりしている備品は退園時に全て返却させていただきます。

第 11 利用の終了に関する事項

園児が次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき
- (2) その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 12 病気・けがへの対応

嘱託医

医療機関の名称	青葉子どもクリニック
医 師 名	伊 藤 政 孝
所 在 地	静岡県袋井市高尾 1780
電 話 番 号	0538-41-0852

嘱託歯科医

医療機関の名称	ほりこし歯科
歯 科 医 師 名	堀 江 邦 夫
所 在 地	静岡県袋井市堀越 1 丁目 3-16
電 話 番 号	0120-461-894

災害共済給付制度への加入

園児には（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入していただくため、入所時に加入同意書を提出していただき、一年ごとに掛け金をいただきます。これにより、保育時間中のけが及び通常通りの通園経路でのけが（第三者行為は除く）の治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。

第 13 緊急時等の対応方法

保育を行っているときに園児に体調の急変等緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先又は医療機関への連絡を行います。医療機関を受診する場合は、健康保険証および子ども医療証を使用させて頂くことがあります。

第 14 非常災害対策

暴風警報発令時	・午前6時現在発令されており、継続することが予測される場合は、登園を見合わせてください ・登園後に発令された場合は、状況に応じて出来る限り早くお迎えに来ててください。
特別警報発令時 警戒レベル3発令時 警戒レベル4発令時	・解除されるまで休園となりますので、登園後に発令された場合は、できる限り早くお迎えに来ててください。 ・状況に応じて避難所へ避難しますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来ててください。
南海トラフ地震に関連する情報 (臨時)	・情報の内容により保育園は休園になる場合もあります。 ・登園後に休園が決定された場合は、通常の保育は中止となりますので、できる限り早くお迎えに来ててください。 ・休園が決定された場合は、速やかに園から連絡します。
避難訓練	・避難訓練は毎月一回実施します。
非常災害用備蓄	園児及び職員の一時的な滞在に必要な食糧及び飲料水を備蓄するよう努めます。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 株式会社ユニバース 納谷 沙織 苦情受付担当者 園長 梶原 珠美
----------	---

第16 防犯、事故防止のための措置

当園では、園児の安全を確保するため、不審者対策として玄関にてオートロックの扉を採用し、玄関や室内に防犯カメラを設置しています。

第17 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止の為、虐待が疑われる場合は児童相談所等に通告することがあります。

第18 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復しましょう。
- (2) 朝、おおむね37.5度以上の熱があるなど身体に異常がみられるときは、保育中に症状が進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いします。
- (3) 欠席の場合は9時までに必ず連絡してください。なお、連絡先やお迎えの人や時間が異なる時は前もって連絡してください。

※この重要事項説明書の内容は、令和7年3月現在の情報です。

同意書

令和 年 月 日 当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 者

ユニキッズ堀越第二保育園

梶原 珠美 ④

私は、本書面に基づいてユニキッズ堀越第二保育園の利用にあたって重要事項の説明を受け、同意しました。

保 護 者 住 所

保 護 者 氏 名

④

児 童 と の 続 柄

児 童 氏 名